

# 「特定投資家制度」に関するお知らせ

## 1. 特定投資家制度について

平成 19 年 9 月 30 日施行の金融商品取引法（関連する信用金庫法、信託業法において準用する場合を含みます）では、お客さまを「特定投資家」と「特定投資家以外（一般投資家）」とに区分して、金融商品の販売・勧誘を行うという新たな「特定投資家制度」が制定されました。

本制度では、お客さまが「特定投資家」に該当する場合には、弊金庫が遵守すべき行為規制が一部適用除外となります。

また、「特定投資家」から「一般投資家」への移行が認められております。

## 2. 投資家区分について

金融商品取引法では、以下の 4 つの投資家区分が定められています。

特定投資家	①一般投資家に移行不可	国、日本銀行、適格機関投資家等
	②一般投資家に移行可能	地方公共団体、上場会社、資本金 5 億円以上と見込まれる株式会社等
一般投資家	③特定投資家に移行可能	中小法人等、純資産額（投資性）3 億円以上かつ金融商品取引 1 年以上の個人
	④特定投資家に移行不可	③以外の個人

## 3. 特定投資家に該当されるお客さまに適用されないルール

特定投資家に該当するお客さまには、金融商品を販売・勧誘される際に弊金庫が遵守すべき法律のルール（行為規制）のうち以下のものが、適用除外となりますので、ご注意ください。

### 適用除外ルール

- 適合性の原則、広告等の規制、書面による解除（クーリングオフ）
- 契約締結前および契約締結時の書面交付義務
- 不招請勧誘・再勧誘の禁止、勧誘承諾意思不確認勧誘の禁止

## 4. 契約の種類

契約の種類は以下の 4 種類です。

契約の種類 (金融商品取引契約)	契約の種類 (その他の契約)
有価証券	特定預金等契約
デリバティブ取引	特定信託契約

## 5. 「特定投資家」 から「一般投資家」 への移行を希望されるお客さまへ

「一般投資家」としてのお取り扱いを希望されるお客さまは、金融商品取引契約を締結される前または勧誘を受ける前に、必ず弊金庫所定の書面にてお申し出ください。

お申し出をいただいた場合は、弊金庫より、承諾日・期限日等を記載した承諾書面を交付し、承諾日以降期限日までは、お客さまを「一般投資家」としてお取り扱いさせていただきます。

(なお、承諾日以降は、期限日前に、「一般投資家」から「特定投資家」としてのお取り扱いに戻ることはできません。)

## 6. 特定投資家から一般投資家への移行の有効期限

特定投資家から一般投資家への移行期限日の有効期限日は原則1年とされています。

弊金庫におきましては、移行期限日を毎年7月31日(休日である場合を含みます)とさせていただきます。

特定投資家制度について、ご不明な点がございましたら、以下までお尋ねください。

多摩信用金庫 価値創造事業部 TEL0120 - 099 - 311 (フリーダイヤル)

多摩信用金庫

登録金融機関

日本証券業協会加入

登録番号 関東財務局長 (登金) 第169号

以上